

8. 日本の自治体の物質的はく奪に関わる調査項目の一覧

■東京都・足立区・大田区

項目	東京都 子どもの生活実態調査				東京都足立区 子どもの健康・生活実態調査		東京都大田区 大田区子どもの生活実態調査			
	小中高校生等調査			若者（青少年）調査		世帯について の項目	子供について の項目	世帯について の項目	子供についての項目	
	世帯について の項目	子供についての項目		世帯について の項目	子供について の項目				世帯について の項目	子供について の項目
	保護者票	保護者票	小中学生票 (注6)	16-17歳票 (注6)	保護者票 (ひとり暮らし の場合若者票)	若者票	保護者票	保護者票	保護者票	保護者票
食料	・食料の困窮の経験 (注1)						・学校や保育園の給食費 (注9)	・お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えなかった経験 (注1)		
住居	・公共料金等の滞納経験(家賃) (注1)		・子供部屋(きょうだいと使っている場合も含む) ・自宅で宿題をすることができる場所	・家の中で勉強ができる場所 ・自分の部屋	・公共料金等の滞納経験(家賃) (注1)	・家の中で勉強ができる場所(注6) ・自分の部屋(注6)	・家賃(注9)	・自宅で宿題をすることができる場所(注10)	・子どもが自宅で宿題をすることができる場所(注10) ・世帯専用のおふろ(注10) ・公共料金等の滞納経験(家賃)(注1)	・子供部屋(きょうだいと使っている場合も含む) ・自宅で宿題をすることができる場所
光熱・水道	・公共料金等の滞納経験(電気・ガス・水道)(注1)				・公共料金等の滞納経験(電気・ガス・水道)(注1)		・電気代(注9) ・ガス代(注9) ・水道代(注9)		・公共料金等の滞納経験(電気・ガス・水道)(注1)	
家具・家事用品			・自分専用の勉強机	・自分専用のふとん又はベッド		・自分専用のふとん又はベッド(注6)	・洗濯機(注10) ・炊飯器(注10) ・掃除機(注10) ・暖房機器(注10) ・冷房機器(注10) ・電子レンジ(注10) ・世帯専用のお風呂(注10) ・世帯人数分のベッド又は布団(注10)	・炊飯器(注10) ・暖房機器(注10) ・電子レンジ(注10) ・洗濯機(注10) ・冷房機器(注10) ・世帯人数分のベッド又は布団(注10) ・掃除機(注10)		・自分専用の勉強机
被服及び履物	・衣類の困窮の経験(注1)	・毎年新しい洋服・靴を買う(注2)	・友だちが着ているのと同じような服 ・2足以上のサイズのあった靴	・新しい(誰かのお古でない)洋服 ・最低2足のサイズの合った靴 ・冬のダウンジャケット・ダウンコート		・新しい(誰かのお古でない)洋服(注6) ・最低2足のサイズの合った靴(注6) ・冬のダウンジャケット・ダウンコート(注6)		・お金が足りなくて、家族が必要とする衣類が買えなかった経験(注1)	・毎年新しい服・靴を買う(注2)	・友だちが着ているのと同じような服 ・2足以上のサイズのあった靴

項目	東京都 子どもの生活実態調査				東京都足立区 子どもの健康・生活実態調査		東京都大田区 大田区子どもの生活実態調査				
	小中高校生等調査			若者（青少年）調査		世帯について の項目	子供について の項目	世帯について の項目	子供について の項目	世帯について の項目	子供について の項目
	世帯について の項目	子供についての項目		世帯について の項目	子供について の項目						
	保護者票	保護者票	小中学生票 (注6)	16-17歳票 (注6)	保護者票 (ひとり暮らし の場合若者票)	若者票	保護者票	保護者票	保護者票	保護者票	子ども票 (注11)
保健医療		<ul style="list-style-type: none"> ・子供を受診させなかった経験(注3) ・予防接種の受診状況(注4) 		<ul style="list-style-type: none"> ・医者に行く(健診含む)(注7) ・歯医者に行く(健診含む)(注7) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供を受診させなかった経験(注3) ・公的健康保険の加入状況(注8) ・医者に行く(健診含む)(注7) ・歯医者に行く(健診含む)(注7) 						
交通・通信	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の滞納経験(電話)(注1) 		<ul style="list-style-type: none"> ・(自宅で)インターネットにつながるパソコン ・携帯電話、スマートフォン 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネットにつながるパソコン ・スマートフォン 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の滞納経験(電話)(注1) ・インターネットにつながるパソコン(注6) ・スマートフォン(注6) 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話(注10) ・電話代(注9) ・通勤や通学に使うバスや電車の料金(注9) 		<ul style="list-style-type: none"> ・電話(固定電話・携帯電話を含む)(注10) ・公共料金等の滞納経験(電話)(注1) 		<ul style="list-style-type: none"> ・(自宅で)インターネットにつながるパソコン ・携帯電話 	
教育		<ul style="list-style-type: none"> ・習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる(注2) ・学習塾に通わせる(又は家庭教師に来てもらう)(注2) 		<ul style="list-style-type: none"> ・電子辞書 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子辞書(注6) 		<ul style="list-style-type: none"> ・年齢に合った絵本や本(注10) ・学校・保育園・幼稚園の遠足や修学旅行の参加費(注9) ・学校の課外授業への参加費・交通費(注9) 		<ul style="list-style-type: none"> ・習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる(注2) ・学習塾に通わせる(注2) 		
教養娯楽		<ul style="list-style-type: none"> ・海水浴に行く(注5) ・博物館・科学館・美術館などに行く(注5) ・キャンプやバーベキューに行く(注5) ・スポーツ観戦や劇場に行く(注5) ・遊園地やテーマパークに行く(注5) ・1年に1回くらい家族旅行に行く(注2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分だけの本(学校の教科書やマンガは除く) ・スポーツ用品(野球のグローブや、サッカーボールなど) ・ゲーム機 ・たいていの友だちが持っているおもちゃ ・自転車 ・携帯音楽プレーヤーなど 				<ul style="list-style-type: none"> ・子ども用のスポーツ用品・ぬいぐるみ・おもちゃ(注10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの年齢に合った本(注10) ・子ども用のスポーツ用品・おもちゃ(注10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年に1回程度家族旅行に行く(注2) ・海水浴に行く(注5) ・博物館・科学館・美術館などに行く(注5) ・キャンプやバーベキューに行く(注5) ・スポーツ観戦や劇場に行く(注5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分だけの本(学校の教科書やマンガは除く) ・スポーツ用品(野球のグローブや、サッカーボール等) ・ゲーム機 ・たいていの友だちが持っているおもちゃ ・自転車 ・携帯音楽プレーヤーなど 	
こづかい ・交際費		<ul style="list-style-type: none"> ・毎月おこづかいを渡す(注2) ・お誕生日のお祝いをする(注2) ・クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる(注2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつや、ちょっとしたおもちゃを買うおこづかい 	<ul style="list-style-type: none"> ・月5,000円ほどの、自分で自由に使えるお金 ・友人と遊びに出かけるお金 	<ul style="list-style-type: none"> ・月5,000円ほどの、自分で自由に使えるお金(注6) ・友人と遊びに出かけるお金(注6) 				<ul style="list-style-type: none"> ・毎月おこづかいを渡す(注2) ・お誕生日のお祝いをする(注2) ・クリスマスのプレゼントをあげる(注2) ・正月のお年玉をあげる(注2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・おやつや、ちょっとしたおもちゃを買うおこづかい 	

項目	東京都 子どもの生活実態調査				東京都足立区 子どもの健康・生活実態調査		東京都大田区 大田区子どもの生活実態調査			
	小中高校生等調査			若者（青少年）調査		世帯について の項目	子供について の項目	世帯について の項目	子供について の項目	
	世帯について の項目	子供についての項目		世帯について の項目	子供について の項目					
	保護者票	保護者票	小中学生票 (注6)	16-17歳票 (注6)	保護者票 (ひとり暮らし の場合若者票)	若者票	保護者票	保護者票	保護者票	子ども票 (注11)
貯蓄・ 借入等	・公共料金等の滞 納経験(住宅ロ ーン・その他債 務)(注1)				・公共料金等の滞 納経験(住宅ロ ーン・その他 の債務)(注1)		・住宅ローン (注9)		・急な出費のため の貯金(5万円 以上)(注10) ・公共料金等の滞 納経験(住宅ロ ーン・その他債 務)(注1)	
その他			・自分に投資する お金(自己啓発 本、職業訓練コ ース等)		・自分に投資する お金(自己啓発 本、職業訓練コ ース等)(注6)	・急な出費のため の貯金(5万 円以上) (注10) ・公的年金・公 的健康保 険・公的介護 保険の保険 料支払い(注 9)			・子どもの学校行 事などに親が 参加する(注 2)	

※分類は、総務省家計調査の消費支出項目を参考に作成した。全ての調査において過去1年間についての質問である。太字下線の項目は再掲がある項目。

注1：困窮経験に関する設問。

注2：経済的に支払えない子供のための支出を尋ねている（「している」「していない（方針ではない）」「していない（経済的にできない）」の3択で調査している）。

注3：過去1年間に、受診をさせたほうがよいと思ったが、実際には受診させなかった経験とその理由（経済的な理由を含む）を尋ねている。

注4：子供が定期的予防接種を受けなかった経験とその理由（経済的な理由を含む）を尋ねている。

注5：金銭的な理由、又は、時間の制約で過去1年間にしなかった経験を尋ねている（「ある」「ない（金銭的な理由で）」「ない（時間の制約で）」「ない（その他の理由で）」の4択で調査している）。

注6：「欲しいが、持っていない」場合を集計対象としており、「ない（欲しくない）」「無回答」は集計の分母から除いている。

注7：自分が必要と思うときに経済的な理由で行くことができるかを尋ねている（「いつでもできる」「できないことがある（経済的な理由により）」「できないことがある（その他の理由により）」「医者にかかる必要を感じたことはない」の4択で調査している）。

注8：「自分または家族の国民健康保険に加入している」「自分または家族の職場からの健康保険に加入している」「扶養家族として、親の職場からの健康保険に加入している」「何も加入していない」の4択で調査している。

注9：過去1年間に、経済的理由のために支払いができなかった経験を尋ねている。

注10：経済的理由のために世帯にないものを尋ねている。

注11：「ある」「ない（ほしい）」「ない（ほしくない）」の3択で調査している。